

日時:令和8年2月12日(木)13時～

場所:京葉ガスビル 5階会議室

## 令和7年度 第3回 松戸市総合教育会議 次 第

1 開会

2 議事

議題1 松戸市教育大綱改定案について

議題2 松戸市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置  
実施計画について

3 その他

4 閉会

## 令和7年度第3回 松戸市総合教育会議 出席者一覧

### ○松戸市総合教育会議 委員

松戸 隆政	市長
波田 寿一	教育長
武田 司	教育委員
伊藤 誠	教育委員
山形 照恵	教育委員
中西 茂	教育委員
和座 一弘	教育委員

### ○陪席者(総合教育会議連絡調整会議構成員を兼ねる)

伊東 朱美	総合政策部長
村上 陽子	生涯学習部長
中坂 正夫	学校教育部長
町山 信之	学校教育部審議監
渡邊 剛史	総合政策部 政策推進課長
三根 秀洋	生涯学習部 教育総務課長

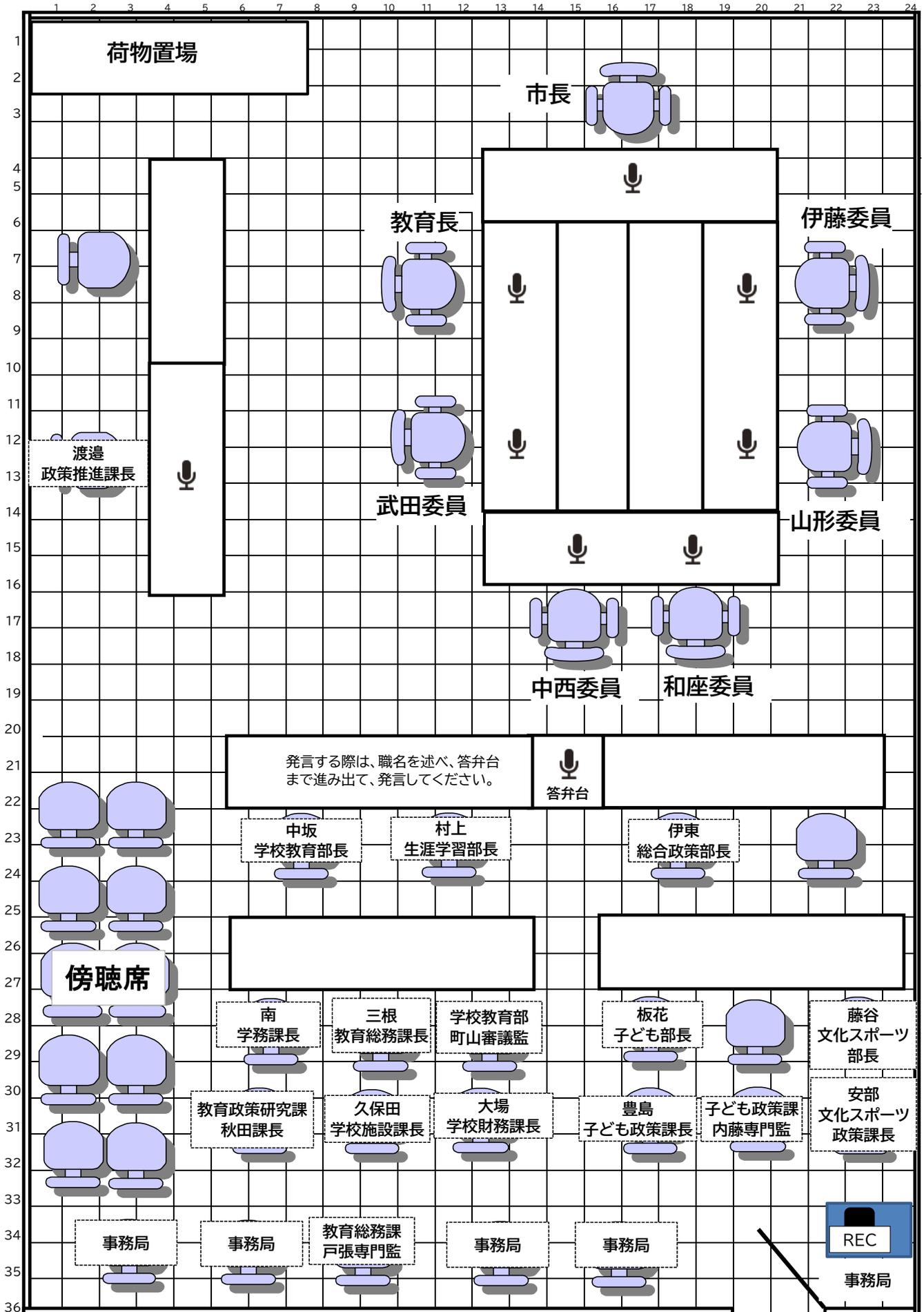
### ○関係部出席者

板花 克	子ども部長
藤谷 隆	文化スポーツ部長
豊島 美潮	子ども部 子ども政策課長
内藤 秀明	子ども部 子ども政策課 専門監
安部 豪	文化スポーツ部 文化スポーツ政策課長
秋田 敦子	生涯学習部 教育政策研究課長
久保田 昭彦	学校教育部 学校施設課長
大場 慶育	学校教育部 学校財務課長
南 進史	学校教育部 学務課長
戸張 徳一	生涯学習部 教育総務課 専門監

### ○事務局

市長事務局	政策推進課
教育委員会	教育総務課

# 令和7年度 第3回 松戸市総合教育会議 席次



分類: 1 柱1 2 柱2 3 柱3 4 柱4 5 基本理念

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
<b>柱1 松戸に育つ子どもたちが可能性にチャレンジする力を育みます</b>				
1	1	和座委員	子どもを単一の軸ではなく多軸的に捉えることが重要であり、知的能力だけでなく、共感したり、自分の気持ちを伝えたりする中で、コミュニケーション能力が育成される。「知・徳・体のバランス」「自己肯定感」「社会的自立」「協働」「創造的に生きる」など、教育の本質がすでに盛り込まれており、これは幸せに生きる力を育てることである。言語活用科はコミュニケーション教育として優れた取組であり、国語に限定せず他教科にも広げること、教育の原点ともいえるべき「幸せに生きる力」の育成につながる。	
2	1	波田教育長	学校教育は「きっかけづくり」であり、一般的なことを学んでから、松戸はどうだったのか、さらに千葉県はどうだったのか、日本全国は、世界は、と視野を広げることが重要。松戸で育った子どもを松戸で抱え込むのではなく、日本全国、世界で活躍できる人材であってほしいと思うし、それを支える大綱でありたい。	
3	1	和座委員	子どもの権利の中でも「参加する権利」が重要であり、子どもが意見を表明し、社会に参画し、その声を実現される経験が、自己肯定感や民主主義意識を高める。大人がそれを支援する仕組みを大綱に落とし込めるのではないか。	③
4	1	松戸市長	子どもの声を聞くことは重要だ。他自治体の具体的事例があれば知りたい。	③
5	1	山形委員	世田谷区の教育大綱では、子どもの意見が反映されている事例がある。	
6	1	和座委員	子ども選挙、子ども議会などの事例がある。さらに、「コルチャック先生」というナチス時代のポーランドの医師を描いた映画では、子どもが大人を裁く「子ども裁判所」の描写があった。当時、子どもの主体性と自由を尊重する教育をしていたことがうかがえる。	
7	1	中西委員	子どもが提案した施策を予算化する自治体もある。	
8	1	武田委員	いじめ対策を子ども主体で決定、検証する自治体がある。子どもが自ら決めたことには強い当事者意識が生まれ、効果が高く、主体的参加を促す施策を入れてほしい。	③
9	1	波田教育長	特別活動、いわゆる学級会における合意形成は重要である。子ども自身が決めたことは守られるが、他者から与えられた指示は守られにくい。そのような教育が特に小中学生段階では必要だと思い、学校にお願いしている。	③

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
10	1	松戸市長	こどもの自己決定と、その声が行政・教育に反映されることが、成長や権利保障の観点から重要だと思う。具体化は難しいが、教育大綱に何らかの形で反映させたい。	③
11	1	武田委員	デジタル化・ICT教育について、どのような未来像を描いているのか、市長の考えを聞きたい。	
12	1	松戸市長	これまでのICTは端末配布が中心だったが、今後は生成AI時代を見据え、知識暗記型から「理解」「考え方」を重視する教育へ転換する必要がある。デジタルは手段であり、相手を理解したり、生き方を考えたりする力を育てる教育が必要である。基礎教育としてデジタル社会に必要な考え方を育てたい。	④
13	1	松戸市長	様々な観点から貴重な意見をいただけた。どこまで文言として落とし込むか難しい作業になると思う。思いを受け止めて、こどもの権利の部分など反映したい。次回、基本理念を含む改定案を提示したい。	③
14	1	伊藤委員	主な施策に「グローバル教育の推進」を明記すべきである。併せて、外国籍児童生徒への日本語教育支援は今後も増える施策であり、明確に位置づけるべきである。また、教育環境として教職員の働き方改革を柱として示し、教職員が安心して働ける環境整備を進める必要性がある。	
15	1	松戸市長	グローバル教育、日本語教育、教員の働き方改革はいずれも重要で、すでに取り組んでいる分野でもある。どこにどう位置付けるかは検討したい。	

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
<b>柱2 松戸でこどもを教育したいと思える環境をつくります</b>				
16	2	武田委員	山形委員が指摘した妊産婦からの子育て支援について、他の自治体ではあまり触れていないように見受けられた。教育環境の観点を乳幼児期から思いきって妊産婦に変更し、メンタルケアの重要性を強調することが大事だと思う。それによって、ここの市でお世話になりたいなという気持ちになるのかなと思う。小児科に関して松戸は誇るべき医療を持っているので、松戸の医療の質を前面に打ち出し、妊娠前からメンタルケアに力を入れることで、松戸で子育てをしたいと思ってもらえるようにするべきだと考えている。メンタルケアに関連して、妊産婦だけでなく、不登校児童生徒数の増加など、この5年の中で何が大きく変わったのかということ、教育大綱の見直しにあたって注視しなければいけない。中西委員がおっしゃったデジタル社会に対応することも、5年前からタブレットを配布しており、他の市が謳っていないで、松戸がしっかりやっていることは今回の見直しで反映させていければ良いと思う。福祉の視点を強化し、時代の変化に合わせた見直しがあれば良い。	
17	2	松戸市長	私も、こどものメンタルのお話を非常にたくさんいただくことがある。相談できる機会を増やすことが、松戸の教育にとって良い影響を与えていると考えている。	
18	2	武田委員	すでに行っている取り組みを整理し、基づいている施策から導き出すと言葉が自ずと出てくると思う。いじめに対するホットラインは、複数用意してあり相談者が利用しやすいものを利用できる。既存の取り組みを効果的に伝えることも検討すべきです。	
19	2	事務局	今は不安な世の中なので、外国人との接し方が分からず不安を感じる人がいれば、学校から配布されたタブレットを使ってどのように子どもに勉強するよう指導したら良いのか不安に思う保護者もいる。市長が申し上げたように、メンタル面での不安を市が受け止め、寄り添う姿勢が重要だと感じている。今後、どのように対応するかについては再検討する必要がある。	
20	2	和座委員	最近注目されている「プレコンセプションケア」というのは、若い男女の将来の妊娠とか、子育てを含めた上でのケアといった取り組みをしていこうということで、非常に重要なことだと思っている。子育ては妊娠前から始まるため、妊産婦教育や子宮頸癌ワクチンの重要性、性的教育が必要である。現在、性病が若者の間で増加していることから、早期の性教育など、医師としてはより効果的な取組が必要だと思っている。16歳以上で同意があればセクシャルな関係が許可されるため、特に高校1年生や2年生の段階での教育が必要である。このような教育を通じて、子どもたちをしっかりとサポートすることが、こどもまんなか社会において重要な概念ではないか。	

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
21	2	山形委員	<p>松戸は子育て支援が充実しており、多くの家族からそこが魅力で引っ越してきたという話を聞く。教育も子育て支援も未来を切り拓く要素であり、松戸では協力し合えるのではないかと。</p> <p>プレコンセプションケアの考え方は重要である。ライフサイクル全体を見据えた考え方であり、アメリカでは25年前から実施されているが、ようやく日本にも広がり始めている。</p> <p>こどもまんなか社会という言葉が入ったのは本当に良かった。特にこどもの権利や人権に関する「誰1人取り残さない」という理念で、こどもの言葉を抽出し、理解することと、こども自身を理解することが大切である。</p> <p>また、保護者が忙しくなる中、こどもの発達について勉強し、理解しているからこそ、できないときの失望感や発達への心配が広がっている。</p> <p>事務局から話しのあった「安心」という言葉を大綱に取り入れ、松戸で子どもたちが安心して教育を受けられるようにしたい。また、武田先生が指摘したように、過去5年間で子どものコミュニケーション能力が低下し、言葉の教室のニーズが増えている現状がある。特に外国籍のこどもを含む子育て支援において、コミュニケーションや人間関係が重要なポイントであるため、これらの問題が反映される大綱であってほしい。</p> <p>人権を「自分らしく生きる」という視点で捉えると、すべての市民に理解されやすくなる。また、他の市ではこどもたちに大綱への意見を聞く取り組みをしているところがある。松戸でも小学生や市立高校生に大綱を見せて意見をもらうプロジェクト学習が実施できれば良いと思う。特に、自分のこども時代と、今の生まれたときからインターネットやスマートフォンが身近にあるこどもたちでは感覚が違うので、新しい視点もあると良い。</p> <p>基本理念について、「みんなで育てる」と「みんなが育つ」の順番に注目している。「みんなで育てる」は大人が子どもを育てるという感じで、「みんなが育つ」は子どもも大人も共に成長する主体性を表していると思う。子育てだけでなく子育ての概念も含め、意図的に「みんなが育つ」と「育てていこう」という表現がより良いと感じています。</p>	②
22	2	事務局	<p>和座委員からプレコンセプションケアについて発言があったが、市の少子化への対応として子育て支援を充実させなくてはならない。現実の社会を見ると、妊娠、出産等の人生設計をどうするかというライフデザインの視点が重要。結婚・人生設計が難しい社会状況の中、妊娠・出産だけでなく人生全体を見据える支援が必要。こどもだけでなく、保護者や周囲の人も含めた多面的な視点で取り組まなければ社会課題は解決しない。「安心して教育したい」という視点や「松戸らしさ」は重要で参考になる。教育大綱は教育委員会だけでなく市役所全体で取り組む指針であり、市全体の取り組みとして整理を進めたい。</p>	
23	2	山形委員	<p>幸福度調査では自己決定が幸福度に強く関連しているというものがある。教育は選択肢を学び、自分で決める力を育てること。ライフデザインの中にプレコンセプションケアや包括的性教育を位置付けることで、先進的な施策になる。</p>	

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
<b>柱4 松戸の歴史・文化を保存・活用するとともに、多様な文化に触れる環境を整えます</b>				
24	4	伊藤委員	基本理念を支える柱の4について、今回かなり書き直されて、色々な文化に触れる機会をさらに増やしますということで、かなり良くなったのかなという感じがする。しかし、「多様な文化芸術活動を通して、国際的な広い視野で文化を創造できる環境を整えます」とあるが、「多様な文化芸術活動を通して」というのはよくわかるが、「国際的な広い視野で」というのが、一体どういうことなのかと、少し違和感を感じている。	⑦
25	4	市長	確かに、「文化芸術活動を通して、国際的な広い視野」という文脈が、若干、論理的に飛躍をしているような感じもする。	⑦
26	4	事務局	「多様な文化」という部分に、「国際的」なものも入るのかなということで入れた。参考として、「柱に基づく主な施策(市全体)」の部分で、「多文化共生の推進」を例示した。確かに、少し論理的に飛躍している部分もあると思うので、再検討する。	⑦
27	4	伊藤委員	「多様な文化芸術活動を通して」何をするかという時には、そういう活動を通して文化振興をさらに図っていくことが大事だと思っている。旧来のものだけではなく、新しい文化も創造できるような環境を整えます、ということであれば非常にすっきりする感じがした。例えば「多様な文化芸術活動を通して、文化振興を図るとともに新たな文化を創造できる環境を整えます」というような感じだと非常にすっきりすると思う。「国際的な広い視野」というのは、理想的にはそうなのかもしれないが、少し理解しにくいのかなと思う。	⑦
28	4	和座委員	「多様な文化」という部分で、「国際的な広い視野」について触れると語弊があるかもしれない。松戸には多くの外国の人々が住んでおり、私のクリニックにも多様な国の方々が訪れる。しかし、最近の「ジャパンファースト」という言葉は、外国人に対する排除感を生む危険性がある。日本の文化を尊重しつつ、外国の文化も理解し合う双方向のコミュニケーションが大切。ノーベル賞の受賞例からも分かるように、様々な意見が集まることで創造的な研究が進む。日本も多様な文化の交流を促進し、信頼関係を築くことが重要。お互いの文化を知り合い、尊重し合う環境が不可欠である。	⑦
29	4	事務局	多様な文化に触れる環境というのは非常に重要であると考えており、その表現について庁内で議論が行われている。ただ「環境」という言葉にはハードの印象があるため、機会増やすという表現も提案されている。最終案を作成する際には、これらの意見を考慮し調整を進めたいと思うので、ご意見をいただくとありがたい。	

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
30	4	武田委員	千葉は伝統工芸が少なく、松戸は文化財を通じた愛着形成が難しい地域である一方、今、日本文化は世界的に注目されている。松戸固有の文化に限定せず、日本全国の文化を広く学ぶことを起点に、その中で松戸の文化財を位置づける方が現実的で効果がある。大上段で郷土愛を求めるのではなく、広い視野で日本文化を理解する教育の中で、松戸の文化への理解を深める形が望ましい。	②
31	4	和座委員	松戸は生まれ育った人の割合が低く、多様な背景を持つ人々が集まる都市であり、金沢のような伝統色の強い都市とは対照的である。その多様性は、アメリカ社会にも似た特徴であり、東京近郊都市の中でも松戸の強みである。この「多様性」を教育やまちづくりの中で積極的に生かしていくべきだ。	
32	4	中西委員	「松戸に誇りと愛着を持つ心を育てる」という記述について、本来は基本理念に位置付けるべき内容ではないかと思う。歴史文化の学習だけで誇りや愛着が育つわけではなく、多様な要素があるため、つながりに疑問がある。	②
33	4	和座委員	金沢のような伝統都市は良さもあるが、伝統に縛られる側面もある。一方、松戸は新しいことに挑戦し続ける外向きの性格があり、双方に一長一短がある。	
34	4	松戸市長	松戸にも歴史はあるが、松戸固有というより日本全体の歴史・文化の流れの中で形成されてきたものである。旧水戸街道など日本史と結びつけて松戸を学ぶ視点が重要であり、日本人として、地域の一員として誇りを持つ人材を育てたい。	②

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
<b>基本理念</b>				
35	5	松戸市長	総合教育会議は教育分野に限らず、市長部局を含めた連携の場である。一方で、教育大綱にどこまで具体的に盛り込むかは難しい点もあるが、意見を踏まえて修正していきたい。「孤立することなく」などのネガティブ表現は、夢や前向きさが感じにくいため、文言を精査する必要がある。	① ⑤
36	5	山形委員	教育の目的は「幸せになること」であり、ウェルビーイングがその本質である。基本理念3行については、「孤立することなく」は「つながりがある」といった肯定的表現に言い換え可能であり、「広い世界」も「自分らしく」「支え合える」など前向きに整理できる。10代のメンタルヘルス悪化が社会問題となる中、「居場所」や「愛着形成」が重要であり、「ここにいていい」という自己受容感が自己肯定感の土台になる。学校に限らず、相談室、地域、図書館など多様な居場所につながる視点を政策に入れるべきであり、コミュニケーションと安心感をキーワードとして入れてほしい。	① ②

No.	分類	発言者	発言内容(要旨)	修正箇所
複数の分類に該当するもの				
37	1 2 3	中西委員	<p>基本理念を支える4つの柱について、修正提案を申し上げる。  まず一つ目の柱では、デジタル社会に対応できる教育の視点が必要で、ICTの効果的な活用だけではなく、<b>子ども自身がデジタル社会に対応できる人になることを提案します。入れるとしたら4つ目の丸のところだと思う。</b>  二つ目の柱では、「こどもまんなか社会」を掲げる中で、<b>子どもの権利の尊重だけでなく、子どもの声を聞くことが重要であると思う。</b>現状の施策ではこの点が明確に示されていないため、こどもの声を聞いて、なおかつ権利が尊重されるというような表現にしたらどうかと思う。  三つ目の柱は、運動がスポーツに変わっているが、<b>例えば新しいスポーツの視点があってもいいのかなと思う。</b>  また、<b>地域と学校が連携して生きがいを持続できる社会を作る視点があってもいいのかなと思う。</b></p>	④ ③ ⑥ ①
38	1 2 3	松戸市長	<p><b>地域と学校の話、デジタルの話、こどもの声をきちんと聞くなど、様々なご提案をいただいたので、次回の案で生かしていきたいと思う。</b></p>	① ④ ③
39	4 5	波田教育長	<p>資料1の基本理念について、キャッチフレーズは後で考えるべきだと思う。この3行は3つの文節に分かれていて、1行目は松戸市が実現したい姿を示していると思う。市民に「学ぶ喜び」を感じてもらいたいということだと思うが、喜びは人によって異なる解釈があり、健康で豊かな生活を望む人もいれば、未来に向かって成長できる環境を求める人もいる。<b>1行目の表現を整理する必要がある。</b>  そのため何をするかが2行目に書いてある。しかし、「一人一人が孤立することなく」という表現はマイナスのイメージを与えるため、もう少しポジティブな表現にした方が良い。例えば「もっと意欲的に」とか「意欲を持って」とか「向上心を持ってどうするからこうしたい」というように前向きな表現の方が良い。  また、「<b>広い世界へ</b>」も抽象的であり、具体化し、それを支えるのが4つの柱であるため、理念から柱という階層構造を明確にする必要がある。4つの柱については主語(松戸市が何をするのか、育てるのか教育するのか)を整理すべき。文化・スポーツ分野では「松戸に誇りと愛着を持つ心」の育成が重要であり、歴史学習において全国史と併せて「松戸ではどうだったか」と一歩踏み込む学習が郷土理解につながる。施策に落とす際には、福祉・医療・学校教育・社会教育などの視点を明示し、1施策に複数分野が関わる構成があれば、教育委員会、市長部局が自分事として取り組む認識を持ち、市全体の力が高まる気がする。</p>	① ②

(改定案)

# 松戸市教育大綱

—松戸のみんなが 未来を創る 「松戸の教育」—

現・松戸市教育大綱からの修正箇所について、  
前回の総合教育会議でお示した箇所は赤字  
今回の総合教育会議でお示する箇所は青字  
で修正しています。

令和8年4月

松 戸 市



## はじめに

近年、少子高齢化のさらなる進行、グローバル化の進展、AIなどのデジタル化の技術革新、災害や感染症リスクの増大などわたしたちを取り巻く地域社会や社会経済は、大きく急速に変容しており、先を見通すことが容易ではない状況が続くと見込まれます。

本市は、このような不透明な時代の中、松戸市の将来を担う子どもたちがどのような状況にあっても自ら考え、行動し、未来を切り拓くことができる力を身につけられるよう、また、子どもから大人まで、生涯を通じ学ぶよろこびを感じながら、まちに愛着や誇りをもって安心していきいきと暮らせる社会を目指し、松戸市教育大綱を策定いたしました。

「松戸のみんなが 未来を創る 『松戸の教育』」を基本理念として、行政や学校だけでなく、家庭、そして地域の方々とそれぞれが、互いに助け合って、つながりを持ち、将来にわたってともに学びあい、互いに育めるよう多くの市民の皆さまと力を合わせて懸命に取り組んでまいります。

令和8年3月

松戸市長 松戸 隆政

## 教育大綱改定の背景と趣旨

平成27年度から教育委員会制度が大きく変わり、教育行政を協議する「総合教育会議」を市長が主宰するとともに、教育行政の大綱を策定することとされました。それを受け、対象期間を平成28年1月から平成32年度（令和2年度）までの5年間とする松戸市教育大綱を平成28年1月に策定しました。その後、令和3年度から令和7年度までを期間とする改定を行い、今回、期間の満了を迎えるにあたり、令和8年度から5年間の教育大綱を再度見直して改定することとしました。

松戸市教育大綱は、「総合教育会議」において、市長と教育委員会が協議・調整して策定するもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の根本的な方針を定めるものです。今回の教育大綱の改定にあたっては、「総合教育会議」での協議結果を踏まえ、令和3年度からスタートした改定版教育大綱の方向性や基本的な構成を踏襲した上で、時代に即した内容に改定いたしました。

## 教育大綱の位置付け

松戸市教育大綱は、松戸市総合計画を上位計画とし、そのめざす将来像を実現するため、教育施策などを推進するための基本的な方向性を定めるものです。策定にあたっては、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、関係する本市の他の行政分野の計画との整合性を図っています。

## 教育大綱の対象期間

大綱の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 松戸市教育大綱

### 基本理念

#### 松戸のみんなが 未来を創る 「松戸の教育」

松戸市は、すべての市民が、生涯を通じ学ぶよろこびを感じられ、未来に向かって成長できるように支援します。

そのために、松戸市は、市民・地域社会・学校・行政のそれぞれが、互いに助け合って、つながりを持ち、将来にわたってともに学び合い、互いを育めるような社会をつくれます。①

そして、学びを通じて、市民一人ひとりがまちに愛着を持ち、安心して生き生きと暮らせることを目指します。②

松戸に育つ  
子どもたちが  
可能性に  
チャレンジ  
する力を  
育みます

松戸で子どもを  
教育したいと  
思える環境を  
つくります

市民みんなが  
いつまでも元気に  
学び続け、  
生きがいを  
持ち続けられる  
ようにします

松戸の歴史・文化  
を保存・活用する  
とともに、  
多様な文化に  
触れる  
環境を整えます

## 基本理念を支える4つの柱

### 1 松戸に育つ子どもたちが可能性にチャレンジする力を育みます

- こどもの声を聞いて、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しします。③
- これからの時代を生きる子どもたちが主体的にそれぞれの能力や個性を伸ばせるように、ICTの効果的な活用を含めたを効果的に活用し、情報や言語の活用能力を高められるような教育環境をつくります。④
- 子どもたちが自らの将来に目標を持ち、その実現に向けてチャレンジするための「確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスのとれた力（生きる力）」を育みます。
- こどもの主体的な社会参画や意見反映の機会をつくり、子どもたちが自己肯定感を育み、社会的に自立し、多様な人々と協働しながら創造的に生きていく基礎を養います。
- 子どもたちが本来持っている能力や個性を伸ばすことによって、今後ますますグローバル化し、変化し続ける社会の中で活躍し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成します。

### 2 松戸で子どもを教育したいと思える環境をつくります

- 市民みんなで子どもの成長を支え、質の高い教育が受けられる環境を整備します。
- 子どもたちが安全に安心して学ぶことができるように、家庭での教育を支援するとともに、学校・地域社会と一緒に子どもの成長を支援できる体制を整えます。⑤
- すべての子どもたちが孤立することなく健やかに成長できるように、子どもの権利が尊重される地域社会（こどもまんなか社会）をつくり、乳幼児期から子どもの成長に応じた切れ目のない教育が受けられるようにします。

### 3 市民みんながいつまでも元気に学び続け、生きがいを持ち続けられるようにします

- 高齢者も障害のある人も市民みんなが、継続して学習やスポーツ運動ができる環境をつくります。⑥
- 生涯にわたって学習活動や多様なスポーツ、趣味など運動を楽しみながら、自ら学び、学び合える「人と人がつながるまち」を目指します。
- 市内教育機関との連携や社会教育施設の充実を図り、生涯学習機会の提供に努めます。
- 市民が身に付けた知識や経験を活かして、地域の課題を自らの力で解決していけるよう支援します。

### 4 松戸の歴史・文化を保存・活用するとともに、多様な文化に触れる環境を整えます

- ~~文化やスポーツの活動をする人たちが活躍できるように、文化やスポーツの振興を図り、多様性が尊重され可能性を發揮できる環境を整えます。~~
- 松戸の歴史文化を保護・継承し、楽しみながら学ぶ学習することで、松戸に誇りと愛着を持つ心を育てます。
- 多様な文化芸術活動を通して、文化振興を図るとともに新たな文化を創造でき⑦る環境を整えます。

## 施策の推進にあたって

市長部局とや教育委員会だけでなく、~~の~~層の連携や、松戸市が一体となって組織横断的にこれらの取組みを推進します。



(改定案)

# 松戸市教育大綱

—松戸のみんなが 未来を創る 「松戸の教育」—

令和8年4月

松 戸 市



## はじめに

近年、少子高齢化のさらなる進行、グローバル化の進展、AIなどのデジタル化の技術革新、災害や感染症リスクの増大などわたしたちを取り巻く地域社会や社会経済は、大きく急速に変容しており、先を見通すことが容易ではない状況が続くと見込まれます。

本市は、このような不透明な時代の中、松戸市の将来を担う子どもたちがどのような状況にあっても自ら考え、行動し、未来を切り拓くことができる力を身につけられるよう、また、子どもから大人まで、生涯を通じ学ぶよろこびを感じながら、まちに愛着や誇りをもって安心していきいきと暮らせる社会を目指し、松戸市教育大綱を策定いたしました。

「松戸のみんなが 未来を創る 『松戸の教育』」を基本理念として、行政や学校だけでなく、家庭、そして地域の方々とそれぞれが、互いに助け合って、つながりを持ち、将来にわたってともに学びあい、互いに育めるよう多くの市民の皆さまと力を合わせて懸命に取り組んでまいります。

令和8年3月

松戸市長 松戸 隆政

## 教育大綱改定の背景と趣旨

平成27年度から教育委員会制度が大きく変わり、教育行政を協議する「総合教育会議」を市長が主宰するとともに、教育行政の大綱を策定することとされました。それを受け、対象期間を平成28年1月から平成32年度（令和2年度）までの5年間とする松戸市教育大綱を平成28年1月に策定しました。その後、令和3年度から令和7年度までを期間とする改定を行い、今回、期間の満了を迎えるにあたり、令和8年度から5年間の教育大綱を再度見直して改定することとしました。

松戸市教育大綱は、「総合教育会議」において、市長と教育委員会が協議・調整して策定するもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の根本的な方針を定めるものです。今回の教育大綱の改定にあたっては、「総合教育会議」での協議結果を踏まえ、令和3年度からスタートした改定版教育大綱の基本的な構成を踏襲した上で、時代に即した内容に改定いたしました。

## 教育大綱の位置付け

松戸市教育大綱は、松戸市総合計画を上位計画とし、そのめざす将来像を実現するため、教育施策などを推進するための基本的な方向性を定めるものです。策定にあたっては、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、関係する本市の他の行政分野の計画との整合性を図っています。

## 教育大綱の対象期間

大綱の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。  
ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 松戸市教育大綱

### 基本理念

#### 松戸のみんなが 未来を創る 「松戸の教育」

松戸市は、すべての市民が、生涯を通じ学ぶよろこびを感じられ、未来に向かって成長できるように支援します。

そのために、松戸市は、市民・地域社会・学校・行政のそれぞれが、互いに助け合って、つながりを持ち、将来にわたってともに学び合い、互いを育めるような社会をつくりまします。

そして、学びを通じて、市民一人ひとりがまちに愛着を持ち、安心して生き生きと暮らせることを目指します。

松戸に育つ  
子どもたちが  
可能性に  
チャレンジ  
する力を  
育みます

松戸で子どもを  
教育したいと  
思える環境を  
つくります

市民みんなが  
いつまでも元気に  
学び続け、  
生きがいを  
持ち続けられる  
ようにします

松戸の歴史・文化  
を保存・活用する  
とともに、  
多様な文化に  
触れる  
環境を整えます

## 基本理念を支える4つの柱

### 1 松戸に育つ子どもたちが可能性にチャレンジする力を育みます

- こどもの声を聞いて、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しします。
- これからの時代を生きる子どもたちが主体的にそれぞれの能力や個性を伸ばせるようにICTを効果的に活用し、情報や言語の活用能力を高められるような教育環境をつくります。
- 子どもたちが自らの将来に目標を持ち、その実現に向けてチャレンジするための「確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスのとれた力（生きる力）」を育みます。
- こどもの主体的な社会参画や意見反映の機会をつくり、子どもたちが自己肯定感を育み、多様な人々と協働しながら創造的に生きていく基礎を養います。
- 子どもたちが本来持っている能力や個性を伸ばすことによって、今後ますますグローバル化し、変化し続ける社会の中で活躍し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成します。

### 2 松戸でこどもを教育したいと思える環境をつくります

- 市民みなでこどもの成長を支え、質の高い教育が受けられる環境を整備します。
- 子どもたちが安全に安心して学ぶことができるように、家庭での教育を支援するとともに、学校・地域社会が一緒にこどもの成長を支援できる体制を整えます。
- すべての子どもたちが健やかに成長できるように、こどもの権利が尊重される地域社会（こどもまんなか社会）をつくり、乳幼児期からこどもの成長に応じた切れ目のない教育が受けられるようにします。

### 3 市民みんながいつまでも元気に学び続け、生きがいを持ち続けられるようにします

- 高齢者も障害のある人も市民みんなが、継続して学習やスポーツができる環境をつくります。
- 生涯にわたって学習活動や多様なスポーツ、趣味などを楽しみながら、自ら学び、学び合える「人と人がつながるまち」を目指します。
- 市内教育機関との連携や社会教育施設の充実を図り、生涯学習機会の提供に努めます。
- 市民が身に付けた知識や経験を活かして、地域の課題を自らの力で解決していけるよう支援します。

### 4 松戸の歴史・文化を保存・活用するとともに、多様な文化に触れる環境を整えます

- 松戸の歴史文化を保護・継承し、楽しみながら学ぶことで、松戸に誇りと愛着を持つ心を育てます。
- 多様な文化芸術活動を通して、文化振興を図るとともに新たな文化を創造できる環境を整えます。

## 施策の推進にあたって

市長部局や教育委員会だけでなく、松戸市が一体となって組織横断的にこれらの取組を推進します。



## 松戸市立学校の教職員に関する

### 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

松戸市教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

松戸市教育振興基本計画に掲げる「子供たちが適切な教育を受け続けられる」環境を維持・向上させるため、教職員の「働き方改革」を具体的に推進する。

### (2) 本市の現状

本市では、千葉県教育委員会が定めた「学校における働き方改革推進プラン」及び令和6年3月に定められた『「学校における働き方改革推進プラン」の改定について』に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の現状について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月40時間18分	42.42%	2.51%
中学校	月46時間25分	52.96%	15.33%
高等学校	月38時間13分	36.15%	7.68%

※時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で約42%、中学校で約53%、高等学校で約36%と多くなっている。業務効率化を図ることによって、教育職員が教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通りとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

令和11年度までに、以下の数値目標の達成を目指す。

- ①1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ②1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ①年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。【15.8日】
- ②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる。また、高ストレス者へは医師やカウンセラーとの面接を積極的に働きかける。  
【8.7%】
- ③ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【82】
- ④教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(令和9年4月以降については、令和8年度中に千葉県教育委員会が策定予定の新計画を鑑み、本市の計画を改定する)

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### 《学校以外が担うべき業務》

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」**1** 関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間帯の設定を推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」**2** 関係）

- ・放課後から夜間における見守りについては、少年センターが行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」**3** 関係）

- ・学校徴収金のうち公会計化が導入済みである学校給食費以外は、物品またはサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法等についてさらに検討を重ねる。

##### ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（「3分類」**4** 関係）

- ・児童生徒の地域行事への参加など、学校と地域の連携に伴う連絡調整等を、地域コーディネーターが中心となって行う体制の構築に取り組む。

##### ⑤保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」**5** 関係）

- ・首長部局とも連携して直接苦情等に対応する窓口を設置すること及び、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備したこと等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制づくりを検討する。

##### 《教師以外が積極的に参画すべき業務》

##### ⑥調査・統計等への回答（「3分類」**6** 関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、令和9年度中に共同学校事務室を整備する。

- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」**7** **8** 関係）
- ・ICT支援員が中心となり、AIの有効活用による資料作成等の効率化を推進するとともに、ウェブサイト、ICT機器、ネットワーク設備などの管理等の体制を構築する。
- ⑧学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」**9** 関係）
- ・体育館等の学校施設を地域住民等に開放する際は、職員への負担が最小限となるような体制を構築する。
  - ・学校プールの維持管理等について、民間事業者等への委託等、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を検討する。
- ⑨校舎の開錠・施錠（「3分類」**10** 関係）
- ・職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を検討する。
- ⑩児童生徒の休み時間における安全への配慮、校内清掃（「3分類」**11** **12** 関係）
- ・各学校の実情に応じ地域や保護者の協力を得て、休み時間等の見守り、校内清掃の実施回数や範囲の合理化など、職員の負担軽減を促進する。
- ⑪部活動（「3分類」**13** 関係）
- ・令和13年度末までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、本市部活動ガイドラインに沿って適切に指導する。
  - ・高等学校における部活動の地域クラブ活動への移行に関しては、中学校段階に比べて広域から生徒を募集しているなどの高等学校の特性、生徒の発達段階や競技レベルも踏まえ、県立高等学校の動向を注視しながら検討する。

《教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務》

- ⑫給食の時間における対応（「3分類」**14** 関係）
- ・食に関する指導は担任と栄養教諭または学校栄養職員が連携し効率化を図る。
  - ・給食時における児童生徒の見守りは、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、校内での業務分担など、学級担任に負担が集中しない体制の構築を検討する。
- ⑬授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導の準備（「3分類」**15** **16** **17** **18** 関係）
- ・スクール・サポート・スタッフや校内支援スタッフ等を活用し、授業準備や採点作業、学校行事の準備、進路指導に関わる事務処理等の負担軽減を図る。
  - ・校務のDX化を推進するとともに、ICT支援員と連携し、AIや校務支援システム、自動採点技術等のデジタル技術の活用を推進し、各業務の事務負担を軽減する。
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」**19** 関係）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への積極的な参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協同した支援体制を構築する。

- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材を学校へ配置する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って（小4以上は年間1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③デジタル技術の活用により、校内決裁システムや文書管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の項目に基づいたデジタル化を推進する。
- ④設置済みの勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を有効活用する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を受けるよう積極的に働きかける。
- ②11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③50人未満の学校も含め、ストレスチェックを継続し、実施後の集団分析結果等も活用して職場改善を推進する。
- ④既設の心身の健康問題についての相談窓口を積極的に活用することを促す。
- ⑤年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥学校における定時退校日を週1日程度設定するよう推進し、夏季休業等の期間中に6日間、冬季休業中は年末年始の休日に加えて1日一斉閉校期間の設定を行う。
- ⑦早出遅出勤務制度、テレワークの導入については、県の動向を注視しながら引き続き検討を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、松戸市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- (1) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、地域や保護者との情報共有、協議等も行いながら、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対し、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。

### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進